

2 第31条【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵

し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

(1) 指定数量以上の危険物は、法第10条第1項（ただし書きを除く。）の規定により、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならないこととされている。しかも、貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令において、詳細な規定が設けられており、この基準に従って貯蔵し、又は取り扱うことが要求されている。

指定数量未満の場合においても、少なくとも指定数量の5分の1以上（以下「少量危険物」という。）に達すれば、危険物自体の性質に由来する規制である貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、指定数量以上の危険物とほぼ同様の基準によることが適当と考えられることから、危政令第4章の基準に準じて、次条から第31条の8までに定める技術上の基準が規定されたものである。なお、「第5条例第4章について」の冒頭でも解説したとおり、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いでは、指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いのように貯蔵と取扱いの規制の区別がなされていないことから、結果的に法第10条第4項の位置、構造及び設備より規制が厳しくなる場合も有り得るものである。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次に掲げる基準によること。

なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とすること。

ア 屋外（建築物の屋上を除く。）の場合は、次によること。

(ア) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、施設相互間が耐火構造の建築物、塀等で防火上有効に隔てられている場合又は、貯蔵若しくは取り扱う施設（危険物を移送するための配管を除くものをいい、条例第31条の3第2項に規定する空地が保有されている場合に限る。）の外周部からの距離が2m以上有効に確保されている場合等、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。

(イ) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンクごととする。この場合、タンクに接続する配管については、他のタンクに接続される配管と共に用することができる。ただし、タンク間が近接している場合にあっては、第31条の3第2項第1号に規定する空地の幅（指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物にあっては1m以上。なお、当該空地については他の屋外タンクと兼用することができる。）が必要となる。なお、地下タンクのうち、同一

のタンク室内に設置されている場合、同一の基礎上に設置されている場合又は同一のふたで覆われている場合は、同一の場所とする。

(ウ) タンクと取扱い設備（発電機、ボイラー等）が同一工程の場合は、同一工程ごととすることができる。

イ 屋内の場合は、建築物ごととすること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができます。

(ア) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、出入口（防火設備）以外の開口部（防火ダンパー付きの換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料（コンクリート、れんが、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しっくいその他これらに類する不燃材料に限る。）で他の部分と区画（配管を除く。以下同じ。）されている場合は、区画ごと。

なお、連続（隣接）して設ける場合は、相互に隣接する壁（小屋裏まで含む。）及び床を開口部のない不燃材料で区画すること。

(イ) 貯蔵し、又は取り扱う施設が、階ごとに防火上有効に区画されている場合は、階ごと。

(ウ) 貯蔵し、又は取り扱う施設(危険物を移送するための配管を除く。)ごとに、その周囲に幅3m以上の空地(以下「屋内空地」という。)が保有されている場合は、屋内空地ごと。この場合において、当該施設から3m未満となる建築物の部分の壁(自動閉鎖式の特定防火設備である防火戸が設けられている出入口を除く。)及び柱が耐火構造である場合は、当該壁及び柱に面する部分に限り、屋内空地を設けないこと(3m未満とすること。)ができる。

ウ 建築物の屋上の場合は、次によること。

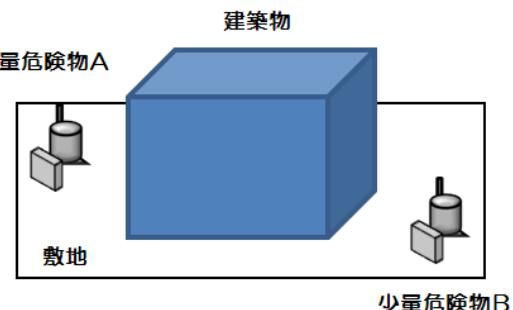
(ア) 原則は建築物ごととすること。

(イ) 同一建築物に屋上部分が2箇所以上ある場合において、それぞれの屋上に設けられた少量危険物施設で、独立性を有しており、火災危険性が少ないと認められるものについては、それぞれの施設ごととする。

(ウ) 取扱い設備が発電機、ボイラー等の消費設備が危規則第28条の57第4項(ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の特例)の規定による技術上の基準に準じてである場合は、消費設備の周囲に3mの空地を設ける(2以上の施設で当該空地を共有することはできない。)ことにより、条例第34条の3の基準の特例を適用し、それぞれの施設を1つの施設とする。

« 少量危険物施設等の規制範囲例 »

①

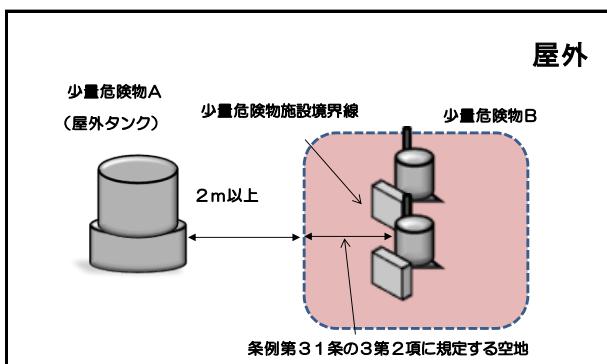


【ケース 1】

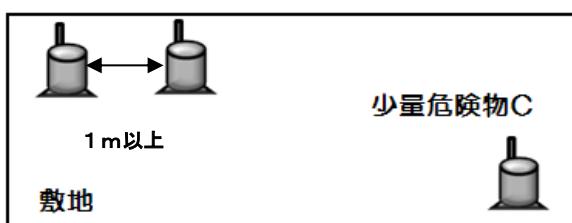
少量危険物が同一敷地内に複数ある場合で、施設相互間が耐火構造の建築物、塀等で防火上有効に隔てられている場合又は貯蔵（容器によるものに限る。）、取り扱う施設（危険物を移送するための配管を除く。）ごとに、その相互間に 2m 以上の空地が保有されている場合

【規制】

規制は当該少量危険物ごととなる。
少量危険物 A と少量危険物 B は異なる少量危険物施設として規制
※少量危険物未満の場合の考え方も同様。



② 少量危険物 A 少量危険物 B



【ケース 2】

少量危険物が同一敷地内に複数ある場合で、タンクによる貯蔵又は取扱いがあり、かつ、当該タンク間が 1m 以上ある場合

【規制】

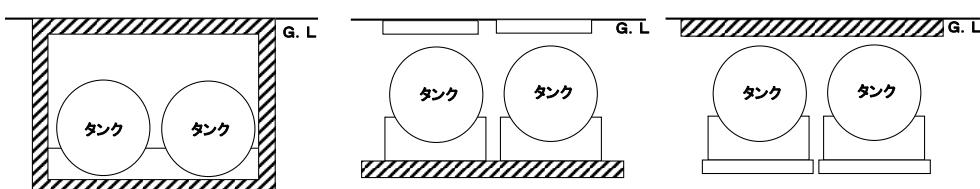
規制はタンクごととなる。
少量危険物 A、少量危険物 B、少量危険物 C は異なる少量危険物施設として規制
※少量危険物未満の場合の考え方も同様。

« 地下貯蔵タンクで同一施設として取り扱う例 »

同一のタンク室

同一の基礎

同一のふた



※②の場合においても地下貯蔵タンクによる貯蔵及び取扱いで、同一のタンク室内に設置されている場合、同一の基礎上に設置されている場合又は同一の蓋で覆われている場合は、同一の施設として取り扱うものとする。

③

少量危険物A

発電設備

少量危険物B

燃料油槽（サービスタンク）

フランジ部

少量危険物の発電設備又はボイラー等（以下「発電設備等」という。）と当該燃料油槽がある場合、原則的には当該工程を適当な位置（フランジ部等）で区切り、取扱い部（発電設備等）と貯蔵部（燃料油槽（サービスタンク））とを別々に規制することとなるが、当該工程を同一とみなすことが適当である場合は、当該一工程をもって一の少量危険物施設とすることができる。

※上記ケースでも同一区画内を合算して取り扱うことの妨げるものではない。

【ケース3】

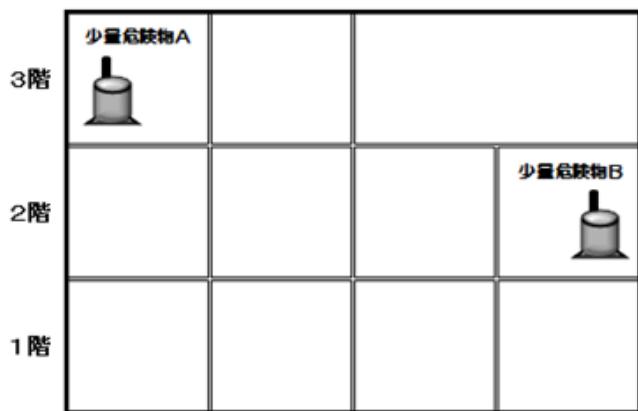
少量危険物の発電設備又はボイラー等と当該燃料油槽がある場合

【規制】

規制は当該少量危険物ごととなる。

少量危険物Aと少量危険物Bは異なる少量危険物施設として規制。ただし、当該工程が、同一とみなすことが適当である場合は、当該一工程をもって一の少量危険物施設とすることができる。

④



【ケース4】

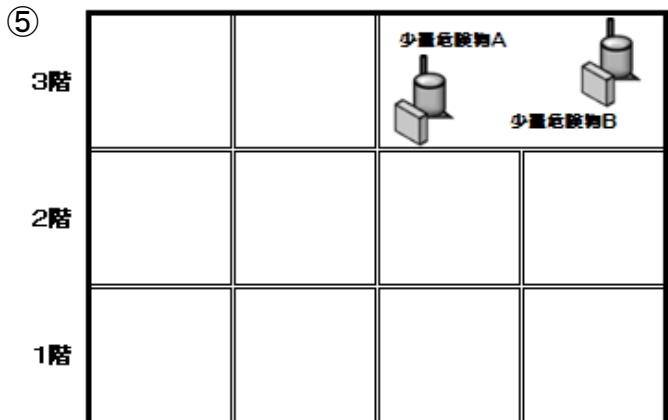
少量危険物が建築物内の異なる区画にある場合

【規制】

規制は当該少量危険物ごととなる。

少量危険物A、少量危険物Bは異なる少量危険物施設として規制

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。



—— 部分は不燃区画

【ケース 5】

少量危険物が同一区画内にある場合

【規制】

原則として合算して考える（次の⑥の場合を除く）。少量危険物A + 少量危険物Bを合算して規制。

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。



不燃区画 防火上有効な壁

—— 部分は不燃区画

【ケース 6】

少量危険物が同一区画内にある場合で空地等（空地又は防火上有効な壁）が確保される場合

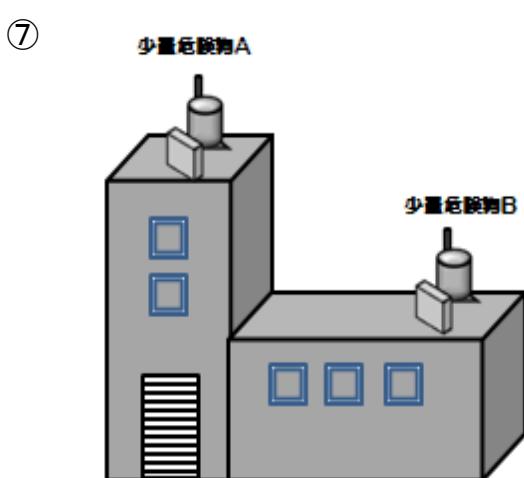
【規制】

⑤のとおり原則として合算して考える。

少量危険物A + 少量危険物Bを合算して規制。

ただし、当該例のように空地等が確保されている場合は少量危険物A、少量危険物Bは異なる少量危険物施設として規制することができる。

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。



【ケース 7】

同一建物に屋上が2つあり、それぞれに少量危険物がある場合

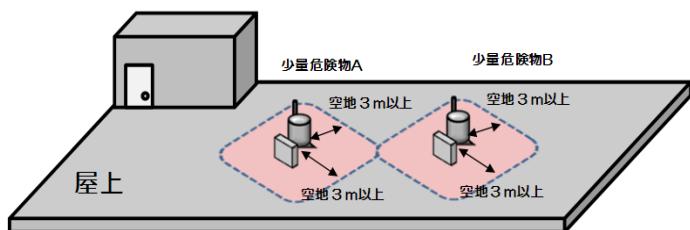
【規制】

規制は当該少量危険物ごととなる。

少量危険物Aと少量危険物Bは別施設として規制。

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。

⑧



【ケース 8】

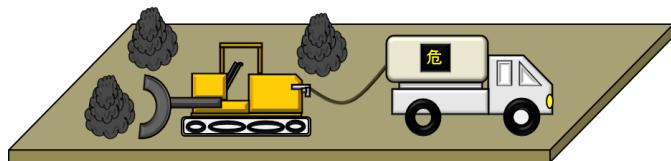
建物の屋上に少量危険物施設が2つあり、空地等が確保される場合

【規制】

原則は合算して考えるが、取扱い設備が発電機、ボイラー等の消費設備で、当該例のように府令第28条の57第4項の規定に準じて設けられている場合は少量危険物施設Aと少量危険物施設Bは別施設として規制することができる。

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。

⑨



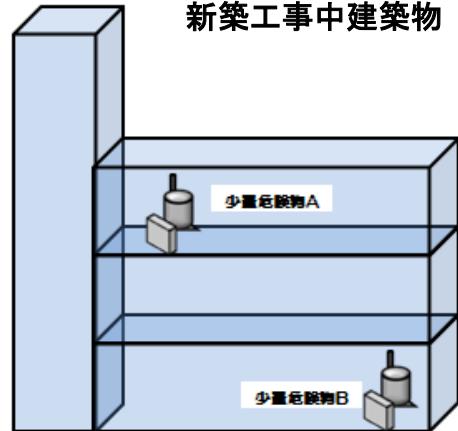
【ケース 9】

建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

【規制】

土木重機が工事のために移動する範囲ごとを規制単位とする。

⑩



【ケース 10】

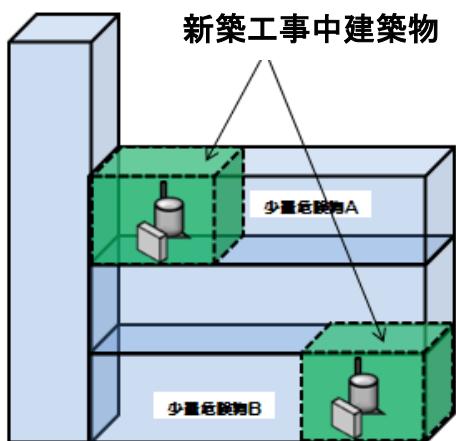
新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

【規制】

原則として合算して考える(次の⑪の場合を除く)。

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。

⑪



【ケース 11】

新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合で、不燃区画がなされている場合

【規制】

原則は合算して考えるが、当該例のように不燃区画がなされている場合は少量危険物施設Aと少量危険物施設Bは別施設として規制することができる。

※少量危険物未満の場合の考え方も同様。

(3) 指定数量未満の危険物の数量の算定は、1日の貯蔵量又は取扱量のいずれか大なるものについて年間における1日の最大値をもって判断すること。また、災害対応用又は季節利用の自家発電設備等については、当該サービスタンクの貯蔵量又は1日における想定最大稼働時間における当該消費量により判断するものとなるが、この場合、燃料を継ぎ足して稼働を継続する場合の消費量は、稼働開始時から消費した燃料と当該継ぎ足して消費した燃料との合算により判断を行うものとする。このことから、例えば、サービスタンクは指定数量の5分の1未満であっても、当該サービスタンクに別にタンクから燃料の補充が行われ、当該消費量が指定数量の5分の1以上となる場合は、本条の規制を受けることになる。また、当該消費量が指定数量以上となる場合は、法第10条の規制対象となる。